

豊後大野市

人権教育・啓発基本計画(改定版)



平成30（2018）年3月

豊後大野市

はじめに



豊後大野市長
川 野 文 敏

人権は、誰もが生まれながらに平等に持っている権利であり、生命や自由、平等を保障し、私たち一人ひとりの日常生活を根幹から支えている大切なものです。人が生きていく上では特別なものではなく、当たり前に必要とされるものです。

豊後大野市では、2006（平成18）年12月に豊後大野市の人権施策の基本となる「豊後大野市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、これまでの取組の中で未だ解決されていない多くの人権問題があります。さらには、国際化、少子高齢化、情報化などの進展に伴い、新たな人権問題の顕在化や地域における人ととのつながりの希薄化など、人権を取り巻く社会情勢も大きく変化してきています。

そのような中、2016（平成28）年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、市民皆様の意識について確認させていただきました。また、2016（平成28）年に人権に関する「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が施行されました。このような社会情勢及び市民皆様の人権意識の状況を踏まえ、「豊後大野市人権教育・啓発基本計画」を見直し、この度全面的な改定を行いました。

今後も「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な格差の解消に取組む社会」及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を基本理念として、人権施策を総合的に推進してまいります。

この改定に当たり、貴重なご意見をいただきました「豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会」の委員の皆様を始め、ご協力を賜りました多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

豊後大野市人権教育・啓発基本計画【改定版】目次

第1章 基本計画改定にあたって

1	基本計画改定の趣旨	1
2	基本計画の性格	1
3	改定の背景	1
(1)	国際社会（国連）の取組	1
(2)	国の取組	2
(3)	県の取組	3
(4)	本市の取組	3
4	基本理念	5
5	基本目標	5
6	人権施策展開への考え方	6

第2章 様々な分野における人権行政の推進

1	部落差別問題	8
(1)	これまでの情勢	8
(2)	現状と課題	9
(3)	基本目標	11
(4)	推進方針	12
2	女性の人権問題	12
(1)	これまでの情勢	12
(2)	現状と課題	14
(3)	推進方針	15
3	子どもの人権問題	15
(1)	これまでの情勢	15
(2)	現状と課題	16
(3)	推進方針	17
4	高齢者の人権問題	19
(1)	これまでの情勢	19
(2)	現状と課題	19
(3)	推進方針	20
5	障がい者の人権問題	22
(1)	これまでの情勢	22
(2)	現状と課題	23
(3)	推進方針	24
6	外国人の人権問題	26
(1)	これまでの情勢	26
(2)	現状と課題	26
(3)	推進方針	27
7	医療をめぐる人権問題	27
(1)	これまでの情勢	27
(2)	現状と課題	28
(3)	推進方針	28

8 様々な人権問題	29
(1) プライバシー権の保護	29
① これまでの情勢	29
② 現状と課題	29
③ 推進方針	29
(2) ネット社会の人権問題	30
① これまでの情勢	30
② 現状と課題	30
③ 推進方針	31
(3) セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権問題	31
① これまでの情勢	31
② 現状と課題	31
③ 推進方針	31
(4) 犯罪被害者やその家族の人権問題	32
① これまでの情勢	32
② 現状と課題	32
③ 推進方針	32
(5) その他の人権問題	33

第3章 基本計画の推進

1 あらゆる場における教育・啓発の推進	34
(1) 家庭における教育・啓発の推進	34
(2) 地域社会における教育・啓発の推進	34
(3) 学校・幼稚園における教育・啓発の推進	35
(4) 保育所、認定こども園における教育・啓発の推進	36
(5) 企業・団体における教育・啓発の推進	36
(6) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進	37
2 推進環境の整備	38
(1) 学習機会の拡充	38
(2) 人材の育成	38
(3) 教材等の整備	39
(4) 情報提供	39
(5) 連携の促進	39
3 相談・支援・権利擁護の推進	39

第4章 推進体制等

1 推進体制	41
2 人権問題に関する市民意識調査の実施	41
3 人権教育・啓発実施計画の策定と確認	41
4 基本計画の推進期間と見直し	41

用語解説 42

第1章 基本計画改定にあたって

1 基本計画改定の趣旨

本市では、2000年（平成12年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2006年（平成18年）12月に「豊後大野市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権施策・人権行政を推進してきました。

その後、10年以上が経過しましたが、いまだに様々な人権侵害が発生し、特に全国的に、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が***1 ヘイトスピーチ**であるとして取り上げられ差別意識を生じさせかねない言動として社会的な関心を集めています。

また、2016年（平成28年）には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の3つの人権に関する法律が施行されました。

このような人権を取り巻く社会情勢の変化や2016年（平成28年）8月に実施した人権問題に関する市民意識調査の結果を踏まえ、「豊後大野市人権教育・啓発基本計画【改定版】」を策定しました。

2 基本計画の性格

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく、本市の人権尊重社会の実現を総合的に推進するための計画です。
- (2) 2006年（平成18年）に策定した基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた計画です。
- (3) 大分県人権尊重施策基本方針（改定版）を勘案すると共に、第2次豊後大野市総合計画や本市の各分野における人権に関する基本計画との整合性を図っています。
- (4) 基本計画には、人権教育・人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針、相談・苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針及び***2 社会的弱者に係る人権の諸課題**に関する取組の方針並びに人権が尊重される地域社会を実現するために必要な事項を定めます。

3 改定の背景

(1) 国際社会（国連）の取組

国際連合（国連）は、1948年（昭和23年）に「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられることを明らかにしました。以来、様々な人権に関する国際条約を採択し、「***3 国際年**」や「国際10年」を設け、人権に関する国際会議を開催し、国際社会に共同の取組を求めました。特に、1994年（平成6年）世界人権宣言に示された権利や自由の促進のためには人権

教育が不可欠であるとの考えの下「^{*4}人権教育のための国連 10 年（1995 年～2004 年）」を決議して、国連行動計画を発表しました。その後、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のためのプログラム」が採択され、その第 1 フェーズ（2005 年～2009 年）として初等教育及び中等教育における人権教育を重点にした行動計画、第 2 フェーズ（2010 年～2014 年）として高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点とした行動計画、第 3 フェーズ（2015 年～2019 年）においては、第 1 フェーズ、第 2 フェーズの取組の一層の強化やメディア関係者、ジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。これまで国連は、「国連システム」といわれる加盟国と^{*5}NGO・個人が共同・連携する手法で、国際社会の様々な人権課題に取り組んでいます。

また、2005 年（平成 17 年）のアナン事務総長の報告書の中で、国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連を踏まえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え「人権の主流化」を提唱しました。この提唱を受け、2006 年（平成 18 年）に「人権委員会」に替えて、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために「国連人権理事会」を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化など人権を最優先の考慮事項とする取組が進められています。

（2） 国の取組

わが国では、1947 年（昭和 22 年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行されました。同年に「児童福祉法」が施行され福祉関係制度の整備が始まりました。

1956 年（昭和 31 年）には国連に加入し、これまで「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」など 14 の人権関係条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際年」の取組を行いながら国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、1965 年（昭和 40 年）の「同和対策審議会答申」を受けて、わが国最初の人権施策となる「同和対策事業特別措置法」が 1969 年（昭和 44 年）に施行されました。1996 年（平成 8 年）には「人権擁護施策推進法」を制定し、人権擁護推進審議会の「人権教育・啓発の推進に関する答申」を踏まえ、2000 年（平成 12 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

1997 年（平成 9 年）には「国連 10 年」国内行動計画を策定・公表しました。また、同審議会は、2001 年（平成 13 年）に人権救済に関する答申を行い、人権侵害に係る被害者救済の制度化が求められています。

一方、2000 年（平成 12 年）には「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定され、2001 年（平成 13 年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（^{*6}DV 防止法）」、2004 年（平成 16 年）「犯罪被害者等基本法」、2005 年（平成 17 年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待

防止法)」、2008年(平成20年)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定など、新たな人権課題の取組の制度化が進められました。

2013年(平成25年)には「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護に至っていない生活困窮者の相談支援をはじめ、住宅確保給付金や就労支援等が制度化されたほか、「いじめ防止対策推進法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年施行)の成立、「障害者の権利に関する条約」の批准等、人権問題の改善のための制度的な枠組が整えられています。

また、子どもの貧困問題が深刻化してきていることから「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013年(平成25年)に成立、2014年(平成26年)に施行され、2016年(平成28年)には「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。

(3) 県の取組

大分県では、1998年(平成10年)に国連10年「大分県行動計画」を策定し、人権教育・啓発をはじめとする取組が行われました。

2003年(平成15年)には「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、2004年(平成16年)に人権施策の基本的方向の検討とそれに対する意見や提案を行う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」を設置しました。これらの調査や意見を踏まえて、人権施策を総合的に推進するため2005年(平成17年)に「大分県人権施策推進本部」を設置し、「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

また、以後の5年間を目標期間とし基本計画を具体化するための実施計画、職務推進行動計画、教材整備指針等の各種指針及び市町村への推進要請基準となるガイドラインを策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行いました。

さらに、基本計画に基づき、2008年(平成20年)に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年(平成22年)には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「実施計画」を策定し、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進してきました。

その後、2013年(平成25年)に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、さらに新たな人権問題に対処するために、2015年(平成27年)に基本方針を改定し、2016年(平成28年)には「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

(4) 本市の取組

豊後大野市では、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、様々な人権のそれぞれ個別の課題について諸施策に取り組んできました。

「人権教育のための国連10年」に関しては、旧三重町が1999年(平成11年)3月、旧清川村が2001年(平成13年)1月、旧緒方町が2000年(平成12年)3月、旧朝地町

が2000年（平成12年）3月、旧大野町が1999年（平成11年）12月、旧千歳村が2000年（平成12年）3月、旧犬飼町が1999年（平成11年）3月に、それぞれ「人権教育のための国連10年行動計画」を策定しました。この「人権教育のための国連10年」を人権教育及び人権啓発分野における基本計画と位置付け、住民一人ひとりの人権が眞に尊重される地域の実現を目指した取組を積極的に推進してきました。

2005年（平成17年）3月31日に旧大野郡5町2村が合併して新しく豊後大野市として誕生し、旧町村で制定していた条例・規則を廃止して、新たに「豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」、「豊後大野市男女共同参画推進条例」、「豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会規則」、「豊後大野市人権・同和問題啓発推進協議会設置要綱」を制定しました。

また、「人権尊重都市宣言」を宣言し、人権における本市の基本的方向を示しました。市民に対し、人権意識の高揚を図り、「差別をしない、差別を許さない」世論の形成や人権尊重の社会環境の醸成に努めるために、市民、諸団体・機関、行政が一体となって、あらゆる努力を行うことにより、21世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいます。具体的には、6月の男女共同参画市民のつどい、8月の差別をなくす運動月間の取組や12月の人権週間にちなんだ講演会等の実施をはじめとした市民啓発事業を行ない、年間を通じて多様な方法での人権教育・啓発に取り組んでいます。

2006年（平成18年）12月には、「豊後大野市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権施策・人権行政を推進してきました。また、基本計画の確実な推進のために、基本計画に基づいた具体的な事業・取組として実施計画を策定し、人権教育・啓発に関する各種施策を実施しました。更に、前年度の実施計画の報告を総合的に点検し、その結果を次年度の実施計画に反映させるなど必要に応じて適宜見直し、実施計画の充実に努めました。

人権問題に関する市民意識調査については、合併後2007年（平成19年）10月、2011年（平成23年）8月及び2016年（平成28年）8月の3回実施し、市民の人権意識の現状把握・分析に努めてきました。

平成28年の市民意識調査では、日本の色々な古くからの言い伝えや考え方について「この考え方方は正しいと思う」と回答した人の割合は減少傾向にあります。しかしながら、「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」と回答した人の割合が増加傾向にあります。迷信や因習を「おかしい」と思っていても、「世間体」を気にしたり、あまり深く考えずに迷信を信じている人たちの言うままに行動してしまうことがあり、そのような態度は「差別はおかしい」と感じていながらもそれを容認してしまうことになります。広い視野を持ち、自分自身で考え方判断することが大切です。

また、大分県や本市で実施している様々な人権啓発活動に「参加したことはない」と回答した人の割合が増加しています。特に若い世代の参加者が少なく、参加者が固定化傾向にあります。

更に、人権問題の講演会や研修会に参加されたきっかけは「各種行事や研修会の中に

講演会が組み込まれていたので」や「勤務先の割り当てで」と回答した人の割合が前回（平成23年）調査と同様に高くなっています。一方で「関心を持っているので自分から進んで」と回答した人の割合は前回調査と比較してわずかに増加していますが、自ら進んで参加する人や知り合いの人に誘われて参加する人が増えるような取組が必要です。

人権問題で関心のあるものについては、「障がい者の人権」や「高齢者の人権」と回答した人の割合が高くなっていますが、その他の様々な人権についても関心を持っているようです。

人権の大切さを多くの人に知つてもらうには、「メディアを利用した啓発」や「講演会、シンポジウム、研修会」と回答した人の割合が高くなっています。この結果を基に、今後もより効果的な啓発を実施することが必要です。

4 基本理念

この基本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組などを明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

また、『豊後大野市人権尊重都市宣言』に示されたように「市民一人ひとりの基本的人権が保障された、真に住みよい社会の実現」を基本理念とし、個人の選択に応じた様々な価値観や生き方を尊重し、自らを律する自立した市民が、それぞれの個性と能力を輝かせ、自己実現と社会的責任を果たすことができる地域社会の創造を目指します。

すべての人々が人権を尊重し、明るい社会を築くためには、市民自らがその大切さに気づき、人権尊重社会の実現のために行動することが大切です。社会には、人を見下し排除しようとする心理やその意識に基づく差別発言・差別行為が行われたりすることがあります。また、日常生活において発生する人権侵害行為の多くは、人権侵害行為を行うのも、それにより被害を受けるのも多くの場合は市民であり、誰もが被害者にもなる可能性があります。

人権をめぐる現状について、行政や学校、企業、団体、地域、そして市民一人ひとりが共通の認識を持つことが必要です。そして、それぞれに期待される役割を明らかにし、協働・連携しながら取り組むことが求められています。

私たちの日常生活がいかに人権と関わっているか、また、すべての人権問題が自分と無関係ではなく、身近な問題であることを基本的な考え方とした人権教育・啓発を実施するために、それぞれの課題に共通する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにします。

5 基本目標

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」を目指す人類共通の願いです。「市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしている、真に住みよい社会の実現」を基本目標とします。

また、基本計画は本市が実施すべき人権教育・啓発についての基本方針を明らかにし、取り組むべき施策の具現性を示すものです。

人権教育・啓発の実施にあたっては「市民との協調」を基本として、市民や企業、各種団体等とも幅広く連携、協力しながら、より効果的な事業の推進を図ります。具体的には、以下のとおりです。

(1) 活気のある公正な地域社会

一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会、市民の誰もが社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会、多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会、市民・企業・自治体が共に取り組む人権尊重の地域社会などの目標を実現していくことを目的とします。

(2) 「人権」という共通の視点から

多様かつ複雑性を増す人権問題に対応するために、市民が人権という共通の視点から豊かな人権感覚を育んでいくための人権教育・啓発の取組を進め、人権擁護のための組織づくりを行うため、総合的な人権施策の体系化を図ることに努めます。

(3) 「国連10年行動計画」の趣旨を継承・発展

旧大野郡5町2村で実施してきた「人権教育のための国連10年行動計画」を踏まえ、その趣旨を継承・発展させるよう努めます。

(4) 各方面との連携と協力

社会全体で人権問題に取り組むために、市民、諸団体、企業、そして国、大分県、近隣市に対して、本市が目指す方向性とその行動計画を示すことにより、連携と協力を求めます。

6 人権施策展開への考え方

効果的な人権施策の推進を図るため、市民が主体的に推進していくことや、参画できる色々な機会の活用・拡充など、市民の年齢層や生活状況に応じた教育・啓発手法の検討を行います。

また、日常の活動の中で、主体的に人権問題に取り組むことのできる環境づくりを進め、啓発機会や情報提供の充実とともに、市民、企業、各種団体等が実施する啓発活動や研修会などに対しても協力・支援に努めます。

人権施策を総合的に推進するため、「人権」という市民に共通する観点を意識した効果的な人権施策の展開に向けての主要な考え方は、次のとおりです。

(1) 人権課題ごとの固有の経過と状況を適切に把握

部落差別をはじめとする様々な人権課題に対し、それぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を適切に把握しながら、人権教育・啓発に取り組みます。

しかし、現在は人権問題が複雑に絡み合ったり、新たな課題が生じるなど、多様化してきています。このため、人権侵害への直接的な対処のみではなく、社会的な機運の醸成や市民・企業等の意欲を喚起し、生かしていくための基盤づくりなど、人権問題の解決に共通する観点による総合的な取組を展開します。

(2) 人権問題は現象面だけでなく、周辺の要因も考える

人権問題を現象面だけで捉えるのではなく、社会的背景や構造的な要因など、その周

辺にあるものも含めて総合的に考えながら推進するよう努めます。

(3) あらゆる立場の人々の視点で考える

子ども、高齢者や障がいのある人など、誰もが生活しやすいまちづくりを目指し、すべての施策を実施するにあたっては、人権問題の当事者の声を吸い上げ、生かしていくように努めます。

また、人権問題は多様な問題にかかわる数多くの要因を含んでいる状況が多いので、それぞれの施策が関連しあって人権尊重の取組が進展することが基本という認識に立つて施策を推進します。

(4) 国内外の取組の動向を把握する

人権に関する取組は、国際的な動向、国における法律等の制定等の推移、県あるいは他の市町村の動向など、常に変化しており、これらの動向をも的確に把握した上で、連携・協調を図りながら人権施策を実施します。

第2章 様々な分野における人権行政の推進

国・県及び本市での人権問題をめぐる状況やその取組の経過・方針について共通の認識を持つ必要があります。

本計画での重要課題については、わが国における固有の人権問題であり、人権課題の解決に向けて体系的な取組となっている部落差別問題を冒頭にしています。

また、「様々な人権問題」分野の中で、「プライバシー」・「犯罪被害者」・「ネット社会の人権問題」・「⁷セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）」を別項としました。

1 部落差別問題

(1) これまでの情勢

わが国では、1965年（昭和40年）の「同和問題はわが国固有の人権問題であり、この解決は国の責務であり国民的課題である」とする同和対策審議会答申を踏まえて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」を制定しました。この法に基づく施策は、生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動や啓発活動の強化など、総合的な取組となりました。

1969年（昭和44年）「同和対策事業特別措置法」、1982年（昭和57年）「地域改善対策特別措置法」、1987年（昭和62年）「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と法律名が変わりながら2002年（平成14年）3月に期限となり、33年間の特別対策は終了しました。

法の失効に伴い、部落差別の問題は解決したとの意識が全国的に広がり、人権教育・啓発の取組の中で部落差別問題は薄れてしまいました。その結果、全国的な動向として学校教育・社会教育・啓発の不足から部落差別問題に関する知識不足、無関心が顕著になっています。特に若年層にその傾向が目立っています。

内閣府の行っている「人権擁護に関する世論調査」によると、基本的人権についての周知度は、2003年（平成15年）で80.0%、2012年（平成24年）は82.8%と横ばい状態にありましたが、2012年（平成24年）の20～29歳の若年層では81.5%と、他の年齢層に比べてやや低い割合でした。人権課題ごとの関心では、部落問題は2003年（平成15年）16.2%の人が関心を持っていましたが、2012年（平成24年）には13.4%に低下しています。20～29歳の若年層では、部落問題の関心が2012年（平成24年）は9.9%と特に低くなっています。

インターネット上の部落差別の現状については、インターネットの急速な普及により情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性は大きく向上しましたが、その匿名性、情報の拡散性により部落差別はより一層深刻な状態となっています。

「全国部落調査部落地名総鑑の復刻版」と題する書籍の出版・販売及び「全国同和地

区所在地一覧」等が掲載されるという差別事件が発生しています。1975年（昭和50年）に「部落地名総鑑」差別事件が発覚したときには、当時200社を超える大手企業や個人が購入し、「結婚」や「就職」時の身元調査に悪用するなど、部落差別を助長する極めて悪質な差別図書として社会問題にまで発展しており、国会でも取り上げられました。当時の総理府総務長官が、この書籍は「同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他さまざまな差別を招来し助長する悪質な差別文書が発行され、一部の企業においてそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾であり、極めて憤りにたえない」との談話を発表したほど社会に大きな影響を与えた事件でしたが、そういったことが繰り返されようとしています。

このような現状を踏まえ、2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、「基本理念」、「国及び地方公共団体の責務」、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「部落差別の実態に係る調査」等について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

大分県においても、法に基づく事業や地域の実態に即した各種事業を実施してきました。

生活環境の改善では、下水道・都市公園など社会基盤の整備や公営住宅の建設・改善、地区道路の整備、危険個所対策などの住環境の改善に取り組みました。

社会福祉の増進では、老人・母子の保健衛生施策や児童福祉施策、隣保館での相談事業や啓発・交流事業に取り組みました。

産業の振興では、農林水産業の施設の整備や経営指導に取り組み、中小企業の経営相談所を設置して経営指導や融資事業に取り組みました。

職業の安定では、職業相談や職業訓練事業により就職を支援し、企業・事業所に対して適正な採用選考を行うよう啓発や指導を行いました。

教育の充実の分野では、学力の向上や進学率の向上のための学習指導や進路指導・進学奨励事業に取り組みました。

学校教育では、教職員の資質向上や教材の整備、カリキュラムの開発、研究事業の実施などに取り組みました。

社会教育では、市町村推進体制の整備や指導員・担当職員の育成、公民館・集会所の学級・講座での人権学習の推進などに取り組んできました。

県民啓発の推進では、各種イベントの開催やテレビ等マスコミの活用などに取り組み、市町村・各種団体の取組を支援しました。

（2） 現状と課題

豊後大野市では、部落差別は基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決

は市政の重要課題であるとして、これまで環境整備や啓発事業など各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は大きく改善されましたが、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられます。

差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。今後も、「部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない」とした同和対策審議会答申の基本精神や部落差別の解消の推進に関する法律の基本理念を踏まえ、各種施策を推進し、部落差別のない人権尊重社会の実現に向けた教育及び啓発に取り組む必要があります。

インターネット上の部落差別については、2008年（平成20年）に「インターネットによる差別表現の流布事案に係る県と大分県下人権・同和対策連絡協議会の対応の申し合わせ」により、特定の「スレッド」の監視を行い、差別表現については大分県を通して法務省に削除依頼を行って参りましたが、十分な成果を上げることができていません。

住民票の写し等の不正請求及び不正取得の防止については、2013年（平成25年）4月に本人通知制度が実施され、戸籍謄本などの不正取得による差別身元調査を防ぐための取組が進められています。

2016年（平成28年）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、同和問題や被差別部落（同和地区）があることをはじめて知ったのは、「学校で教わった」とする回答が前回2011年（平成23年）調査より4.1ポイント増加し24.6%となっています。年齢の高い人ほど「祖父母・父母などから」とする回答が多くなっており、白紙の状態の子どもに偏見を植え付けるのは、まわりの大であることが多く、部落差別問題に対する親自身の理解を深め共に学習を進めが必要です。

現在、同和問題（部落差別問題）が起こっている場面は、「結婚のとき」とする回答が前回調査より3.5ポイント減少し49.6%となっています。調査の度に、徐々にその割合は減少しています。また、「日常生活でのことばやしぐさ」とする回答は前回調査より31.1ポイント減少し8%となっています。啓発活動等により部落差別問題に対する理解が深まっているとも考えられますが、「わからない」とする回答が増加傾向にあることが気がかりです。

家族の一人が同和地区出身の人と結婚するという話があったときに、「同和地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はしない」とする回答は前回調査より6.5ポイント増加し36.5%となっています。しかしながら、「絶対に反対する」1.4%、

「反対はするが、本人の意思が強ければやむをえないと思う」13.4%となっており、14.8%の人が反対しています。今でも部落差別意識が存在していることがわかります。強い意思を持って「関係ない・反対しない」と言える人たちが増えるような啓発活動が必要です。

同和問題（部落差別問題）をなくす方法について、「私たちが、もっと人権意識にめざ

め、差別を許さない態度と行動力を身につければ、差別はなくなる」とする回答は前回調査より 4.2 ポイント増加し 46.5%、「同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、まちづくりを進めれば、差別はなくなる」とする回答は前回調査より 2.7 ポイント増加し 40.8%となっており、部落差別問題に対する理解が深まっていると考えられます。しかしながら、「差別差別と騒がないで、そっとしておけば、差別はなくなる」とする回答も前回調査より 4.2 ポイント増加し 50.6%となっています。「寝た子を起こすな」といった考えがまだ根強く残っています。この考え方は、差別意識を温存し、差別を容認することにつながります。

豊後大野市では、学校で「人権・同和教育」が行われていますが、「人権・同和教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」とする回答は前回調査より 5.1 ポイント増加し 57.8%となっています。小さい時に学ぶ機会を設ける必要性が裏付けされています。学校教育での学習機会の減少や関心が薄れてきている傾向にありますが、学校教育における人権教育の一層の推進が必要です。

部落差別問題に関する偏見や差別意識から、結婚における差別、差別発言、差別落書き、インターネットへの書き込み等の人権問題が依然として存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 基本目標

豊後大野市が目指すのは、「部落差別の解消」であり「部落差別の撤廃」です。具体的な施策では、「部落差別解消推進啓発」とは、「部落差別に関する正しい理解、知識等を得得する」⇒「偏見や差別意識等に気づき、その意識を払拭・変革する」⇒「正しい理解と認識に基づいて、部落差別が生起した際に適切に対処したり、部落差別解消に向けた活動に貢献・協力したりする」この三つの要素を踏まえた啓発を充実・強化することを通して、市民の人権意識（部落差別撤廃のための必要な知識・認識）の向上を図ります。そのために、基本目標を次のように設定します。

- ① 「部落差別解消推進法」の制定を受けて、改めて部落差別問題解決への市としての基本姿勢を示し、部落差別の解消を推進します。
- ② 人権に関する「関係課会議」を定期的に開催して、現状での課題及び各部署での取組を共有して、各種事業の充実を図ります。
- ③ 市の行政窓口及び各学校等で、関係する企業・団体に対する研修の横断的な体制の確立を図ります。
- ④ 相談体制の充実を図り、就労・教育を軸とした被差別当事者の自立支援に努めます。
- ⑤ 国・県・他の自治体との連携を図り、教育・啓発活動を推進します。
- ⑥ 企業・各種団体や地域社会のあらゆる場で差別的な社会意識を克服するため、教育・啓発の推進と人権文化の創造に努めます。
- ⑦ 雇用の機会均等の実現と平等の実質化、公正採用の徹底を推進するため、豊後大野公共職業安定所及び竹田市と協働による部落差別問題の研修に取り組みます。

(4) 推進方針

具体的な啓発活動（施策・事業）の柱として、①市民に対する啓発、②きめ細かな啓発、③地域に密着した啓発、④人権啓発の拠点施設・機関による啓発、⑤関係機関・関係団体との連携・協働による啓発、⑥企業における啓発、⑦公的機関・団体など特定職業事業所における啓発を基本的な柱と定め、啓発事業を推進します。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」第1条（目的）に規定されている「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを達成するため、次のとおり推進方針を定めます。

- ① 部落差別を解消する必要性について、市民一人ひとりの理解を深めるよう努め、部落差別のない豊後大野市を目指します。
- ② インターネット上の部落差別の現状を集約するとともに、部落差別の解消のための啓発を推進します。集約については、2008年（平成20年）の「インターネットによる差別表現の流布事案に係る県と大分県下人権・同和対策連絡協議会の対応の申し合わせ」により特定の「スレッド」の監視を行い、差別表現については大分県を通して法務省に削除依頼を継続して行います。
- ③ 部落差別の実態について、関係団体と連携を密にして調査の実施に取り組みます。
- ④ 部落差別に関する相談体制充実のため、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努め、併せて運動体との定期協議を開催し実態把握に努めるとともに、隣保館の相談体制の充実と機能の向上を図ります。
- ⑤ 部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図り、大分県全体での推進に努めます。
- ⑥ 関係する部署及び企業・各種団体と連携を図り、教育啓発の推進に努めます。
- ⑦ 人権教育については、教育委員会が現在策定中の豊後大野市「部落差別解消に係る教育基本方針」（仮称）に基づき、取り組みます。

2 女性の人権問題

(1) これまでの情勢

わが国では、国際婦人年を受けて総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）には、「国内行動計画」を策定して、女性の地位向上に向けた本格的な取組が始まりました。

1985年（昭和60年）には、「国籍法」の一部改正や「男女雇用機会均等法」を公布するなど国内制度を整備し、「女性差別撤廃条約」を批准しました。1996年（平成8年）には、^{*8}**男女共同参画社会**の形成を促進する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

法整備では、1997年（平成9年）に男女雇用機会均等法が改正され、雇用・就業にお

ける男女間の差別の禁止や^{*9}セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務の規定が追加されました。1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成が促進されています。

また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年（平成12年）に「^{*10}ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年（平成13年）には、「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は2004年（平成16年）に一部改正され、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援を明確化し、さらに2007年（平成19年）にも一部改正され、再度の保護命令制度の拡充と市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化しました。また、2013年（平成25年）にも、一部改正され、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」も法の適用対象となりました。

2015年（平成27年）には、男女がともに多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

大分県は、1980年（昭和55年）に「婦人の明日をひらく一県内行動計画」、1991年（平成3年）には「おおいた女性プラン21」を策定しました。さらに、2001年（平成13年）には「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女の平等と人権の尊重を基本理念として男女平等をめぐる意識変革や女性に対する暴力の根絶等を基本目標に盛り込みました。

2002年（平成14年）には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。2005年（平成17年）、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「大分県DV対策基本計画」を策定し、2009年（平成21年）に、DV被害者支援を強化するため同計画を改訂し、さらに2012年（平成24年）に、DV被害者の保護と自立支援を強化するため同計画を改定しました。

また、2002年（平成14年）には、DVの被害女性からの相談を受け支援についての情報を提供するため大分県婦人相談所を「配偶者暴力相談支援センター」に指定し、2003年（平成15年）には、男女共同参画の拠点施設として「消費生活・男女共同参画プラザ＜アイネス＞」を開設し、それ以来「女性の総合相談」を受けていた「アイネス」を2009年（平成21年）県内2ヶ所目となる配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

2010年（平成22年）には、男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」に移転統合し、推進体制の整備を図りました。

また、平成27年度を開始年度とする、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」では、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げ、男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの取組が焦点化されました。

2016年（平成28年）、これまでの施策の評価と社会情勢の変化を踏まえ、「第4次お

おいた男女共同参画プラン」を策定しました。

(2) 現状と課題

豊後大野市では、2005年（平成17年）に「豊後大野市男女共同参画推進条例」を制定し、2006年（平成18年）には「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施、併せて「豊後大野市男女共同参画基本計画」を策定し、市民と行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

計画策定後10年が経過する2015年（平成27年）には、これまでの取組の評価及び今後の取組の参考とするため、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施しました。結果として、男女間における^{*11}固定的役割分担意識は依然として根強く残つております、^{*12}ワーク・ライフ・バランスの確立や、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策など、男女共同参画社会実現にはまだ多くの課題があること、これまで以上に取組の強化が必要であることを再認識しました。

これらの結果を基に、2016年（平成28年）に「豊後大野市DV対策基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」を含めた「第2次豊後大野市男女共同参画基本計画（ぶんごおおの生き活きプラン）」を策定しました。

平成28年の人権問題に関する市民意識調査では、家庭・職場・地域生活において一般的に「男女平等が実現していると思う」とする回答が前回（平成23年）調査より増加しています。このことは、男女平等の意識の高揚がうかがえ、啓発活動等の成果と考えられます。しかしながら、職場や地域生活では男性と女性の考え方にはまだ開きがあり、今後も職場等での啓発の推進が必要です。

また、女性の人権上、問題があると思われるは、「職場における男女の給与等の差別待遇」54.2%、「家庭内における夫から妻に対する暴力・暴言など」36.9%と前回調査に引き続いて高いことから、これまで進めてきた啓発事業に加え、男女平等社会実現のための環境整備を進めていくことが必要です。

「女性は結婚する方が幸せになれる」、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」、「結婚したら、必ず子どもをもつべき」、「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべき」という考え方については、「そう思わない」、「いちがいにはいえない」とする回答が前回調査より増加しています。現在の複雑で多様な社会生活の中で、家庭観・結婚観・仕事観等で、自分らしい生き方を模索していることがうかがえます。

また、女性が社会のあらゆる分野で平等に活躍するためには、「男女を問わず家事・育児等ができる環境づくりをすすめる」とする回答は前回調査より4.5ポイント増加し74.7%、「保育所や介護サービスなどを充実させる」とする回答も前回調査より2.7ポイント増加し64.9%と高くなっていることから、男女を問わず家事・育児ができる環境及び保育所や介護サービスの充実が必要です。

依然として、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い（マタニティ・ハラスメント）、家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーか

らの暴力などの人権問題が発生しています。今後も、女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 推進方針

「豊後大野市DV対策基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」を含めた「第2次豊後大野市男女共同参画基本計画（ぶんごおおの生き活きプラン）」に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施し、豊後大野市に住み、働き、学ぶ市民・各種団体・企業等と市がともに連携しながら取り組んでいきます。

なお、「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」は、本計画と一体のものとして策定していることから、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

① 男女平等をめざした人づくり

男女共同参画に対する正確な理解の浸透が必要であり、だれもが自立したひとりの
人間として、平等で自分らしく生き生きと生活するために、家庭・職場・地域・教育
の場などあらゆる場において、男女共同参画社会をめざした教育や意識啓発に努めま
す。

② 男女共同参画社会実現のための環境づくり

仕事も大切にしながら家庭や地域活動、自分の時間も大切にできるなど、多様な生
き方の選択が可能になる環境を整えていくことが必要であり、このような社会を実現
させるために社会的支援体制の整備・充実に努め、働く場での男女平等とワーク・ラ
イフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女一人ひとりが共に持てる能力を
最大限に發揮できる環境づくりに取り組みます。

③ 配偶者等に対する暴力の根絶（豊後大野市DV対策基本計画）

DV、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等は重大な人権侵害であるこ
とから、若者たちをはじめ、市民一人ひとりが人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける
暴力は許さないという意識の啓発を図ります。また、被害者について相談体制の充実
や保護、自立支援など関係部局や関係機関と連携する体制整備の強化を図ります。

④ 男女がともに参画するまちづくり

まちづくりには、性別や年齢、職業などにとらわれることなく、一人ひとりが持つ
個性と能力を十分に出し合い、支え合う豊かな地域づくりを進めていくことが必要で
あり、自治会など地域における様々な活動に多様な人々が参画できるよう仕事と生活
の調和を進め、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、女性が経験を重ねる
ことで社会における責任を担う力、^{*13}エンパワーメントを高めるよう取り組みます。

3 子どもの人権問題

(1) これまでの情勢

わが国では、1951年（昭和26年）に制定された児童憲章で「児童は、人として尊ば

れる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童はよい環境のなかで育てられる」として、実質的に子どもの権利を宣言するものとなりました。児童福祉法は、「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課しました。また、教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的として掲げています。

1999年（平成11年）に制定された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」では児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを、また、2000年（平成12年）に制定された児童虐待防止法は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを明らかにして、子どもの権利擁護が明記されました。2003年（平成15年）には、インターネット利用に起因した児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。また、2013年（平成25年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年（平成26年）に施行されました。

大分県は、2000年（平成12年）に「第5次大分県総合教育計画」を策定し、家庭や学校、地域社会が連携して子どもを育む施策の方向を示しました。

また、「おおいた子ども育成プラン21」を継承した「大分県次世代育成支援行動計画おおいた子ども・子育て応援プラン」を2005年（平成17年）に策定し、子どもを保護の客体としてではなく、基本的人権の権利主体として認め、一層の権利擁護を図ることにしました。さらに、同年に「青少年の健全な育成に関する条例」を制定し、青少年に対する県民の責務及び県民相互の協力を規定しました。

また、「豊の国青少年プラン21」を継承した「大分県青少年健全育成基本計画」を2006年（平成18年）に策定し、青少年の人権尊重を目標とした他、2014年（平成26年）に「大分県いじめ防止基本方針」を策定し、一層の教育・啓発や虐待・いじめ防止対策に取り組むこととしました。

（2）現状と課題

豊後大野市では、2005年（平成17年）に、「豊後大野市キラキラこどもプラン（次世代育成支援地域行動計画）」を策定し、子どもの利益が最大限尊重され、子どもの成長を通じて親や地域のみんながともに成長することを目指し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

しかし、核家族化や就業する女性の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、家庭や地域において子どもを養育する機能の低下が懸念されています。また、少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少しています。

このような状況の中、次世代を担う子どもの健やかな成長のためには、子どもの育ちと子育てを、地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要であり、「子どもの最

善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進する、「第2次豊後大野市キラキラこどもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」を2015年（平成27年）に策定しました。

学校教育においては、2014年（平成26年）に「豊後大野市学校人権教育基本方針」を策定し、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしている住みよい社会の実現を目指し、主体的に参画していく児童生徒の育成を図ってきました。

平成28年市民意識調査では、今の子どもがおかれている家庭や学校の中における状況は、「幸せな生活を過ごしているように思う」とする回答が前回（平成23年）調査より増加していますが、「だいたい幸せなように思う」とする回答と合わせると減少しています。学校教育の在り方、いじめや虐待の多発、所得格差の大きい家庭環境の影響等が考えられます。

また、子どもの人権上、問題があると思われるには、「仲間はずれ・無視などいやがることをしたり、いじめをおこなうこと」73.1%、「いじめを見て見ぬふりをすること」61%、「家庭で親が虐待・体罰をおこなうこと」51.5%と前回調査と同様に高くなっています。今まで以上にいじめや虐待・体罰防止のための啓発を進めていくことが必要です。

近所の子どもが虐待を受けている事実を知った場合、「市役所や民生委員・児童委員などに連絡する」とする回答が前回調査より5.9ポイント増加し73.4%と最も高くなっています。公的機関・相談機関の重要性が今まで以上に増しています。一方で、「その子どもの通う学校・幼稚園・保育所（園）などに連絡する」とする回答は前回調査に比べ半減し42.1%となっていることが気がかりです。子どもの人権を守るために、行政・地域・教育機関等が連携して取り組む必要があります。

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、この問題についての关心と理解を深めていくことが必要です。

（3） 推進方針

「第2次豊後大野市キラキラこどもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、7つの基本目標を設定し、総合的に施策を推進します。

① 地域における子育ての支援

子育ての基本は家庭であるという考え方の中で、利用者のニーズを踏まえた、よりきめ細かな多様な支援が求められており、保育サービスの充実はもちろん、子育てに関する情報の発信や子育て相談の場の整備を図り、地域的な偏在をなくすなど、誰もが安心して活用できる子育て支援の仕組みをつくります。

② 母性並びに乳幼児の健康の確保と推進

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、親が安心して育児できる体制の整備を図るとともに、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。また、子どもの頃か

ら望ましい食生活や規則正しい生活習慣を身につけるための取組を推進します。その他、思春期保健対策の充実を図ります。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自立した豊かな人間性を持った次代の親として成長していくための支援を図ります。さらに、地域の一員として自立した子どもの成長に向けて、地域での教育力の向上に努めます。また、子育てを通して親自身も自己を向上させることができるよう支援していきます。

④ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境や道路交通環境、建築物等の整備や子どもが犯罪などの被害に遭わないようなまちづくりが必要です。そのため、安全に、安心して子育てできるまちづくりを推進し、子どもや親子が健康的に暮らせる生活環境の整備を推進します。

⑤ 職業生活と家庭生活の両立の推進等

仕事と子育ての両立支援や子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境整備を目指すとともに、国、県、事業所、関係団体と連携を図りながら、広報・啓発活動を推進します。

⑥ 子どもの安全の確保

全国的に犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもが様々な犯罪に巻き込まれることが多くなっています。子どもの視点に立った、交通安全対策や防犯対策を行政、地域、学校などが連携して、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを進めます。

⑦ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所との関わりが薄れ、子育てについて助言を受ける機会も少なくなっている傾向があります。このような中で、母親への育児負担が増え、子育て家庭の育児の孤立化が進み、育児不安や子どもの発達に関する相談が増えています。このため、特に支援が必要な児童やその家庭へのきめ細かな対応に取り組みます。

【学校教育】

学校教育においては、人権や人権擁護に関する基本的知識を身につけ（知的理解）、人権がもつ意義や内容を直感的に感受し、それらを共感的に受け止めようとする人権感覚を育成していく必要があり、更に知的理解と人権感覚を基盤として自分と他者との人権擁護を実践しようと意欲や態度を向上させ、これら意欲や態度を実際の行動に結び付ける実践力・行動力の育成を目指します。

【社会教育】

社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館などにおける各種学級・講座等の学習内容の充実に努めます。特に、親に

対する家庭教育についての学習機会や情報の提供など家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

4 高齢者的人権問題

(1) これまでの情勢

わが国では、1986年（昭和61年）に「長寿社会対策大綱」が定められ、1995年（平成7年）に「高齢社会対策基本法」が施行されて、高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組みを明らかにしました。1996年（平成8年）には、同法に基づく「高齢社会対策大綱」が定められました。更に、団塊の世代が高齢期を迎えて本格的な高齢社会に移行することから、2001年（平成13年）には新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

高齢者の保健福祉分野では、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定しました。このプランは、1999年（平成11年）の「ゴールドプラン21」へと継承されています。

2000年（平成12年）からは介護保険法が施行され、介護支援制度が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換しました。また、近年、高齢化が急速に進展する中で家庭内での暴力や介護放棄などによる高齢者虐待が深刻な状況にあることから、2006年（平成18年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援措置が講じされました。

大分県は、本県の高齢化が急速に進むことが予測されることから、「高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地域包括ケアシステムの構築～」を基本理念とする「おおいた高齢者いきいきプラン」（第6期）に基づき、各種施策を実施しています。

(2) 現状と課題

豊後大野市では、これまでサービス提供基盤の整備をはじめ、地域支援、生活支援、介護支援の取組や介護予防施策の充実など、高齢者福祉施策及び介護保険サービスの展開を総合的に推進してきました。

2012年（平成24年）に策定した「豊後大野市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」では、健やかなまちづくり、生きがいのあるまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、支え合うまちづくりを基本目標として、計画の推進を図ってきました。また、介護給付費の適正化に取り組んでいく指針として「給付適正化ロードマップ（11本の柱）」を作成し、実施してきました。

本市の後期高齢者人口は既にピークを迎え、今後は減少していく予測となっています。

市民の約4割が高齢者である本市においては、高齢者が地域で活躍する機会も多く、これからは積極的に高齢者自らも地域の一員として、役割を持って地域活動に取り組むことも必要とされています。

このため、2015年（平成27年）に策定の「豊後大野市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画」では、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、地域の一員として、その有する能力に応じて自立した日常生活や地域活動を営むことができるよう、高齢者を医療、介護、介護予防、住まい、生活支援という5つの観点から包括的に支援するという体制」、いわゆる地域包括ケアシステムの実現を目指し、各種事業・施策を計画的に進めています。

平成28年市民意識調査では、今の高齢者がおかれている家庭や社会の中における状況は、「大切にされていると思う」とする回答が前回（平成23年）調査より減少していますが、「だいたい大切にされていると思う」とする回答と合わせると増加しています。法律や制度が整備され様々な取組により、高齢者のおかれている環境がある程度整っているためと考えられますが、家庭生活の中では核家族化などにより家庭介護の在り方などが懸念されます。

また、高齢者が生活していく上では、「一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安やさまざまな不便があること」とする回答は前回調査より6ポイント増加し73.8%、「経済的に自立が困難なこと」とする回答も前回調査より3.8ポイント増加し67.2%になっています。老後の生活に不安や不便を感じている人が多いことから、高齢者が安心して暮らせるように、行政・家族・地域・福祉施設等が連携して環境整備や高齢者的人権を守る啓発を推進する必要があります。

高齢者に対する、在宅介護・介護施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題や詐欺事件・悪徳商法の被害が急増しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、高齢者的人権についての关心と理解を深めていくことが必要です。

（3） 推進方針

「豊後大野市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの実現のため、下記のとおり11の基本目標について、各種事業・施策を計画的に進めていきます。

なお、平成30年度から平成32年度を計画期間とする「老人福祉計画及び介護保険事業計画」を現在策定中であり、策定後は「豊後大野市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」に基づき、基本理念の実現に向けて各種事業・施策を計画的に進めていきます。

① 高齢者の地域・社会活動、学習活動、就業活動等への参加促進

高齢者の地域・社会活動への積極的な参加を促し、高齢者が相互に支援しあう地域づくりを推進します。また、これまでにも高齢者の地域・社会活動、学習活動、就業活動等への参加促進のための各種施策に取り組んできましたが、今後もこうした事業を

引き続き推進します。

② 高齢者の安全・安心な暮らしの確保

防災対策として、自主防災組織の充実や情報伝達のための環境づくりなど基盤整備を図るとともに、災害に対する意識、知識の向上や関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて充実を図ります。

また、防犯対策については、高齢者の消費者被害の防止や対処のための啓発、情報提供・相談体制の充実、認知症高齢者等の権利を守る活動の総合窓口として、地域包括支援センターを設置しており、今後もこれら施設に対する住民への認知度を上げて、より気軽に相談ができる体制を強化します。更には、家庭や地域で高齢者を支える施策に取り組みます。

③ 高齢者の快適な住まい環境の整備

高齢者が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくための環境整備に取り組みます。また、少しでも長く住み慣れた自宅での生活を続けるための日常生活援助サービスの充実を図るとともに、住宅の整備を促進し、要介護状態にならないよう取り組みます。更に、住まいを確保することが困難な高齢者や虐待・災害などで自宅を離れざるを得ない高齢者、自宅で生活することへの不安を持っている高齢者のために、施設入居の施策も継続して実施します。

④ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

元気高齢者及び要支援高齢者の自立支援に向けた新たな介護予防・日常生活支援総合事業の提供体制の構築に取り組みます。構築に当たっては、介護サービス事業所、***14NPO**、民間企業など市の既存資源を最大限に活用し、高齢者の「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチすることによって、効果的・効率的かつ持続可能な体制を構築します。

⑤ 認知症高齢者施策の充実

認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の強化や認知症サポーターの養成及び活動の活性化を図り、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制の整備を推進します。また、認知症をはじめとする高齢者の権利擁護、虐待防止に向けた取組を推進します。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護をはじめとする多職種の連携強化を推進するとともに、市医師会等とも連携しながら、地域の課題を地域で解決できるしくみづくりに取り組みます。

⑦ 地域包括支援センターの強化

現在よりもさらにセンターの役割を強化しながら、効果的な運営を図ります。

⑧ 介護サービス基盤の整備・充実

新たに施設を拡充していくというイメージではなく、既存の整備状況において高齢者にとってより身近でより細やかな対応を目指していくことで、いつまでも健康で安

心して生活することができるための施策の充実を図ります。

⑨ 介護人材の確保・育成と介護サービスの質の確保・向上

介護サービスを快適かつ安心して受けられるよう、介護に携わる介護人材の育成と、介護サービス事業所等の質の向上を図ります。

⑩ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の目的を再確認するとともに市独自のルールの構築やその共有を図りながら、継続して会議を開催します。また、地域ケア会議で得られたことや一つひとつ成功体験を共有し積み重ねながら、少しずつ本市の特色を生かした地域ケア会議を目指し取り組みます。

⑪ 地域包括ケアシステムの構築

「国民は常に健康の保持増進に努め、要介護状態になっても自ら進んで能力の維持向上を行う」という心構えを市民みんなが持つことができるよう、関係機関と連携・協力しながら、高齢者の生活を支援していく体制を構築します。

5 障がい者の人権問題

(1) これまでの情勢

わが国では、1993年（平成5年）に、障がい者の自立の促進と社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「障害者基本法」が制定されました。

その後も、1994年（平成6年）に「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されるなど、障がい者や高齢者が市民として共に参加・利用できるまちづくりが取り組まれています。

2002年（平成14年）には、新しい「障害者基本計画」が策定され、2004年（平成16年）には、発達障がい者の早期発見と早期支援のための「発達障害者支援法」が制定されました。

ハートビル法と交通バリアフリー法は、従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数利用の建物に適用範囲を拡大し、2006年（平成18年）には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）となりました。

また、2006年（平成18年）には「障害者自立支援法」が施行されましたが、当事者や福祉事業従事者を構成員とした「障がい者制度改革推進会議」が2009年（平成21年）に設置され、我が国の障がい者福祉制度の見直しが行われました。

国連の障害者権利条約の制定を受け国内法の整備のため2011年（平成23年）「障害者基本法」の改正、2012年（平成24年）「障害者総合支援法」の改正、2013年（平成25年）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、2016年（平成28年）に施行されました。

大分県は、2012年（平成24年）に、障がい者を取り巻く情勢の変化と新たな障がい者ニーズ等を踏まえ、「大分県障がい福祉計画（第3期）」を策定し、障がい者の就労支援の強化、グループホーム・ケアホームの整備促進、発達障がい者や高次脳機能障がい者などこれまで取組の遅れていた障がい者に対する理解促進などに積極的に取り組んできました。

2014年（平成26年）には、平成26年度から平成30年度を計画期間とする新しい「大分県障がい者基本計画（第4期）」を策定しました。

（2）現状と課題

豊後大野市では、「障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指すこと」を基本理念として掲げ、2007年（平成19年）に「豊後大野市障がい者基本計画」を策定し、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー化の促進」、「^{*15}ノーマライゼーション理念の普及」、「リハビリテーション理念の普及」という4項目の視点から計画を推進してきました。

2017年（平成29年）には、計画に基づく取組の現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題に対応するため、「第2期豊後大野市障がい者基本計画」（平成29年度～平成38年度）を策定しました。

2012年（平成24年）の障害者虐待防止法の施行に伴い、社会福祉課において、相談・通報窓口（市町村障害者虐待防止センター）を設置しています。家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人は市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、市民に手話が言語であることへの理解を広めるとともに、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段が社会に浸透するための方策に努めます。

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者、精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これら障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。^{*16}成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組むことが必要です。

平成28年4月より施行された障害者差別解消法については、「市報ぶんごおおの」を通じて市民に対する啓発を行うなど、障がい者差別解消の推進に取り組んでいます。

平成28年市民意識調査では、今の障がい者の人権が法律や制度上、現実の日常生活において「保障（大切に）されていると思う」、「だいたい保障（大切に）されていると思う」とする回答が合わせて約60%となっています。法律が人権確立に直結しにくい差別の根強さが感じられ、一層の教育や障がい者との交流を通して啓発が必要です。

また、障がい者の人権上の問題は、「人々の障がい者に対する理解が足りないこと」と

する回答が前回調査より 4.3 ポイント増加し 59.7%、「就職・職場で不利なあつかいをすること」とする回答も前回調査より 3.2 ポイント増加し 50.1%となっています。障がい者がおかれている現状を一層理解するための啓発を進めていくことが必要です。

職場で障がい者と一緒に働くことについては、「反対」とする回答は 1.4%でした。一般的には特別視しない実態が伺えます。毎年の啓発と障がい者との交流により、障がい者への人権意識の高まりが感じられます。人権問題の中で、「障がい者の人権」に関心があるとする回答は 44.4%となっています。今後も一層の学習と障がい者に対する正しい理解が望れます。

全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 推進方針

第 2 期豊後大野市障がい者基本計画に基づき、次の事項を推進方針とします。

【啓発・広報活動の推進】

① 障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進

市の広報紙やホームページを利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県などの啓発パンフレットやホームページ等の有効活用を図り、併せて人権教育を推進し、障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進に努めるとともに、市職員に対しても障がいや障がいのある人に対する正しい理解が深まるよう研修等を実施します。

② 障がいのある人に対する理解を深めるイベント等の開催

市民が共に集い、共に理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。地域の障がい者福祉にかかわる様々な団体や障がい者団体との協働関係に基づいた事業実施についても検討します。

③ 精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対する理解の促進

すべての障がい、障がいのある人に対する知識の普及に努め、理解の促進を図ることはもちろんですが、特に立ち後れていると考えられる精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対しての地域の理解を浸透させていくための取組を実施していきます。

【人権教育・福祉学習や交流学習の推進】

① 学校教育における人権教育の充実

障がいのある、なしにかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要です。本市においても、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育を推進します。

② 生涯教育における福祉教育の推進

障がい者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座の充実を図るとともに、市民にとって魅力のある、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取り組みます。

【障がいを理由とする差別の解消の推進】

① 障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発を行い、社会的障壁除去の実施について必要かつ^{*17}合理的配慮に努めます。また、相談窓口等の設置により相談対応の充実を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

② 障がい者優先調達の推進による障がい者に対する理解の促進

障がい者施設からの優先調達の推進により、障がい者に対する理解の促進を図ります。

③ 市職員に対する研修の実施

行政手続や選挙、窓口対応等において、障がい者への配慮について対応要領を作成し、職員に対する周知と職員対応の向上を図るとともに、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。

【権利擁護の推進】

① 障がい者の権利擁護の充実

関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進します。

② 成年後見制度の普及

成年後見など、権利擁護に関する啓発や研修を行うとともに、市民後見人を養成し、成年後見制度など必要な支援につなぐ人や支援する人を育成します。また、法人後見を推進、支援します。

【交流・ふれあいの場の充実】

① 地域における交流機会の充実

地域のイベント・行事等の開催にあたっては、障がいの有無に関係なく気軽に参加できるよう工夫に努め相互交流を促進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、障がいのある人たちの集まりに地域住民が参加していくけるような仕組みづくりについても取り組んでいきます。

② ふれあいの場の充実

障がいのある人と地域住民の交流を活発にし、地域における日常的な関わり合いの中で一人ひとりの生活状況に応じた交流ができるよう、気軽に集まり、相談もできるような場を設けるなど、お互いにふれあうことのできる機会の充実を図ります。

6 外国人の人権問題

(1) これまでの情勢

わが国では、2002年（平成14年）に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「わが国の歴史に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と分析し、国際化時代にふさわしい人権尊重思想の普及高揚を図るために啓発活動に取り組んできました。

しかし、いまだに外国人が関係する犯罪が大きく取り上げられる傾向があり、特にアジア系外国人に対する差別や偏見はいわゆるヘイトスピーチにも見られるように社会問題となっています。

このヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなか、2014年（平成26年）の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。その後、2016年（平成28年）に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

大分県では、2000年（平成12年）度の県職員の行政職採用試験から受験資格の国籍条項を撤廃しました。

また、2011年（平成23年）に策定し、2014年（平成26年）に改定した「大分県海外戦略」を羅針盤として、外国人が住みやすい地域づくりを進めることとしています。

さらに、（公財）大分県芸術文化スポーツ振興財団（おおいた国際交流プラザ）において、県と連携して、県内在住外国人の支援や県民の国際理解の促進等に取り組んでいます。

(2) 現状と課題

日本に暮らす外国人は、人口の2%に近くになっています。内、50%近くが「永住者及び特別永住者」の資格で滞在しています。また、在住外国人の出身国は104か国にわたるなど、様々な言葉や習慣、肌の色が異なる人たちが隣り合わせで暮らすようになっています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

平成28年市民意識調査では、外国人との交流が盛んになることを「日本の国際化のため必要、歓迎すべきである」とする回答が前回（平成23年）調査より5.1ポイント減少し39.8%となっています。一方で「交流は望ましいが、治安や社会環境の悪化を心配する」とする回答は前回調査より9.9ポイント増加し48.5%となっています。ヘイトスピーチや外国人の犯罪が大きく報道され、外国人であるということだけで恐れ排除しようとする人が増えたためと考えられます。

また、日本に住む外国人の人権を守るために、「文化・習慣の違いを理解する」とす

る回答は前回調査より 4.9 ポイント増加し 80.9%、「国際理解教育をすすめる」とする回答も前回調査より 0.5 ポイント増加し 57.2%となっています。更に、人権問題の中で「外国人の人権（ヘイトスピーチ等）」に関心があるとする回答は 12.3%となっています。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、人権問題まで踏み込んだ取組が必要です。また、人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながりかねないものであり、こうしたヘイトスピーチがあつてはならないということを広く伝えていく必要があります。

（3） 推進方針

- ① 様々な国籍の人々が差別や偏見なく安心して暮らせるよう、外国人の人権を十分配慮しながら、市民の異文化理解や国際意識の向上を図ります。
- ② 地域住民や様々な国の人々が、共に活力ある地域づくりに参画できる共生社会を築くための、相互理解を進める交流促進や情報提供等に取り組みます。
- ③ 学校教育においては、言語、習慣、文化、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくすため、様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実を図ります。
- ④ 社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。
- ⑤ 雇用においては、外国人に対する差別がないよう事業者に対して啓発を推進します。
- ⑥ 外国人にかかる具体的な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携しながら、相談・サポート体制の整備に努めます。

7 医療をめぐる人権問題

（1） これまでの情勢

医療技術の進歩や医療体制の整備及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」など患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病、精神疾患等の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。

しかしながら、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別を生み、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否、公衆浴場への入場拒否など感染症や精神病に対する理解と認識は十分ではありません。

大分県では、1992 年（平成 4 年）にエイズに対する偏見や差別が根強いことから「大分県エイズ対策基本方針」を定め、県民や学校、事業所に対して正しい知識の普及啓発

を進めています。

また、医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年（平成15年）に設置し、専任の相談員による中立的立場からの医療相談を実施しています。

さらに、2013年（平成25年）には、大分県医療計画を改訂し、人権に配慮した医療サービスの提供を進めることにしています。

（2） 現状と課題

結核などの感染症やハンセン病については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、^{*18}HIV感染者などに対する偏見は根強く、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。

また、臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題や身体拘束（抑制）の問題など、患者の人権を尊重する医療を進めることが必要です。

平成28年市民意識調査では、職場や地域でハンセン病の元患者がいるとわかつたら、「何かできることがあれば支援する」11.6%、「今までどおり、普通に接する」62.7%となっており、合わせて74.3%の人が理解を示しています。

また、友人がHIV感染者と知った場合について、「何かできることがあれば支援する」15.2%、「今までどおり、普通に接する」56.5%となっており、合わせて71.7%の人が理解を示しています。病気に対する正しい知識も広がり、市民の理解が浸透しているためと考えられます。

一方、「わからない」、「なるべく関わりたくない」とする回答も依然として2割近くあります。また、人権問題の中で「医療をめぐる人権（ハンセン病、HIV等）」に関心があるとする回答は14.6%となっています。今後も、感染症に対する正しい知識と理解を深める啓発や研修が必要です。

（3） 推進方針

- ① 感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、県や関係団体、学校、事業所等と連携し、様々なメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及を図ります。
- ② 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、関係団体に対して取組を要請します。
- ③ 身体拘束（抑制）については、「患者の人権尊重」と「安全な治療」を保障するため、拘束のあり方について検討するよう要請します。
- ④ 学校では、教職員が一体となって児童生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備を行うとともに患者等への人権配慮や感染症等に対する正確な知識と的確な選択ができる能力を身につけさせるように努めます。

8 様々な人権問題

(1) プライバシー権の保護

① これまでの情勢

今日、情報化社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報が処理されており、個人情報の取扱いは今後ますます拡大していくものと予想されます。個人情報は個人の人格と密接に関わる情報であり、その性質上、取扱いを誤ると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

わが国では、1999年（平成11年）の^{*19}住基ネット導入を契機に、国民が安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤整備が進みました。2003年（平成15年）に「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、2005年（平成17年）から全面施行されており、人権侵害の未然防止やそのためのプライバシー保護の重要性に対する認識が深まっています。

2013年（平成25年）には、^{*20}マイナンバー制度の導入を図ることを目的に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、個人情報保護法等に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報の利用範囲を限定する、個人情報は各行政機関が分散して適切に管理し一元管理をしない、制度の運用を厳しく監視する特定個人情報保護委員会（第三者機関）を設置する等、より厳格な個人情報の保護措置を図っています。

② 現状と課題

コンピュータやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な浸透に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。

平成28年市民意識調査では、「プライバシーを侵害されたことがある」とする回答が7.3%、また、人権問題の中で「プライバシーの保護」に関心があるとする回答は33.2%となっており、市民の個人情報保護に対する関心が高まってきています。

本市では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報保護に加え、2005年（平成17年）に個人の権利利益の保護を目的とした「豊後大野市個人情報保護条例」を制定しました。この条例において、市の機関等が行う個人情報の収集、利用、提供、管理等の適正な取扱いに関する事項や市の機関が保有する本人情報の開示を請求する権利、事業者の責務などを定め、個人情報保護対策に努めてきました。

個人情報は、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によって広く取り扱われており、新たに導入されたマイナンバー制度での厳格な個人情報の保護措置を含め、個人情報の保護の実効性を確保するために関連する施策が一体的・総合的に講じられる必要があります。

③ 推進方針

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条に則り、慎重に取り扱われるべきです。このような個人情報の性格と重要

性を十分認識し、その目的や態様を問わず、適正に取り扱います。

また、個人情報保護法の基本的な考え方に基づき、個人情報の有用性に配慮しながら官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

【行政が取り扱う情報】

個人情報の保護に関して職員の意識の向上に努め、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、必要に応じて個人情報保護条例の見直しを行います。また、県と連携を図り、個人情報保護に関する啓発に努めます。

【民間事業者が取り扱う情報】

個人情報保護法では、区域内の実情に応じ住民・事業者への支援や苦情解決のあっせん等について、地方公共団体が必要な措置を講じる責務があるとされています。このため、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

(2) ネット社会の人権問題

① これまでの情勢

わが国では、2002年（平成14年）にインターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任の範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。

また、法の施行に併せて「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、被害者がプロバイダ等に対して送信防止措置を依頼する手続等を示しました。更に、国はこのガイドラインを2004年（平成16年）に一部改訂し重大な人権侵害事案に対しては法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対して直接人権侵害情報の削除要請を行うことを盛り込んで、人権侵害に対してより適切・迅速な対応をすることとしました。

② 現状と課題

インターネットは近年急速に普及し、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性は大きく向上しています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシーの侵害などの人権侵害の事例が発生しています。

平成28年市民意識調査では、インターネットによる人権問題は、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」とする回答が65.4%、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」とする回答が51.7%となっています。

また、人権問題の中で「インターネット社会の人権問題」に关心があるとする回答は24.2%となっており、市民のインターネット社会の人権問題に対する关心が高まっています。特に子どもや利用機会の多い若い世代に対して、インターネットの正しい使

い方等を理解してもらい、「人を傷つけること」や「犯罪に巻き込まれること」などがないよう啓発に取り組む必要があります。

③ 推進方針

インターネットを利用する際のモラルについて、あらゆる機会を活用して市民に広く周知し、理解を求める広報・啓発を推進します。また、学校においても、インターネットを利用する際のモラルについて教育・啓発を推進します。

(3) セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権問題

① これまでの情勢

日本精神神経学会は、1997年（平成9年）に「性同一性障害に関する答申と提言」を発表し、治療法を定め戸籍の変更等制度的な問題を提起しました。

その後、2003年（平成15年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、戸籍上の性の変更が制度化されました。さらに、2008年（平成20年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は改正され、性別の変更要件が緩和されました。

② 現状と課題

2012年（平成24年）に電通総研が行ったアンケート調査では、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：心の性と身体の性が一致しない人、性同一性障がいの人）といったセクシュアル・マイノリティ（LGBT）であると答えた人が全体の5.2%いました。また、異性愛者以外の性的指向を持つ人々に対して、伝統的な価値観や宗教上の理由などから、雇用における差別や嫌がらせがあり差別表現の対象になっているという現状が指摘されています。

平成28年市民意識調査では、性的指向に関する人権問題は、「差別的な言動をされること」とする回答が42.2%、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」とする回答が39.2%となっています。

また、人権問題の中で「性的指向、性同一性障がいの人々の人権」に关心があるとする回答は8.4%となっています。一方、「わからない」とする回答が25.1%であることから、言葉の意味についても正しく理解し、多様な性のあり方を認める必要があります。今後は、学校や職場でセクシュアル・マイノリティに対する理解と配慮（対応）を進める必要があります。

③ 推進方針

- ア 市役所や公共機関の書類の様式をはじめ、不必要的性の記載項目を改善するように努めます。
- イ 性に関する違和感を理由とした差別意識や偏見の解消に向けて啓発に取り組みます。
- ウ 学校においては、教育活動全体を通じて、多様な性についての理解を深める教育を

進めるとともに、日常の健康観察により心身の健康問題の早期発見に努め、健康相談、教育相談等による個別指導や相談体制の充実を図ります。

(4) 犯罪被害者やその家族の人権問題

① これまでの情勢

わが国には、先進諸国で早い時期から行われている犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援を行う社会的システムがなく、人権の保護や経済的援助、精神面の救済などの社会的な支援も十分ではありませんでした。

1981年（昭和56年）に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が施行され、この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害が残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。

その後、1999年（平成11年）には内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置されました。政府をはじめ、関係機関、マスコミ及び民間の被害者支援団体等社会の各層で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005年（平成17年）「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

② 現状と課題

犯罪被害者等は、その直接的な被害だけでなくその結果として、「事件による精神的衝撃とその後の生活の支障」や「捜査などによる精神的負担や時間的負担」、「同じ被害や警察への通報による報復の不安や恐怖」、「司法手続きにおける情報疎外感」、「生計を維持する家族の喪失による経済的困窮」、「近隣の噂話やマスコミの取材」、「報道などによる不快感やストレス」などの精神的被害や経済的被害等多くの二次的被害を受けています。

平成28年市民意識調査では、人権問題の中で「犯罪被害者やその家族の人権」に関心があるとする回答は、前回（平成23年）調査と比べて12.2ポイント減少し20%となっています。

市民一人ひとりの安全と幸福を確保するため、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等の安全の確保、精神的被害の軽減、被害品の早期回復及び被害の再発防止等を図るなど被害者支援を進める必要があります。

また、犯罪被害者等が抱えるニーズは、生活上の支援を始め、医療や公判、マスコミの取材に関することなど極めて多岐にわたっていることから、警察が行う被害者支援ですべてに応えることは困難となっています。関係機関・団体の密接な連携が必要です。

③ 推進方針

被害者支援の現状及び重要性について、あらゆる機会と広報媒体を活用して市民に広く周知し、理解を求める広報を推進します。また、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進します。

(5) その他の人権問題

- 刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けた教育・啓発が必要です。また、自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図るなど相談・支援が必要です。
- 先住民であるアイヌの人々の尊厳を守る取組は、現在コミュニティがある地域を中心に行われていますが、日本社会が先住民族とともに構成されてきたという基本的な認識の普及や差別・偏見をなくす教育・啓発が必要です。
- なんらかの理由で路上生活者となった人々の社会復帰を支援する取組と同時に、路上生活者への偏見を解消し暴行事件を防止する教育・啓発が必要です。
- 企業や団体の活動が法令に違反した場合、これを是正して消費者や社会システムの安全を守るために内部情報が必要です。2004年（平成16年）「公益通報者保護法」が成立し、内部情報の通報者の保護が図られることになりました。通報者に関する守秘義務など社会の理解が進むことが必要です。
- これらの問題のほか、雇用形態の激変による労働者への人権侵害、経済・雇用等の問題による中高年の自殺、^{*21} **婚外子**（非嫡出子）に対する差別的取扱いなど社会には様々な人権の問題があります。

本市では、様々な人権問題に対して、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図るため、人権教育・啓発の推進を図っていきます。

第3章 基本計画の推進

すべての人々が、それぞれの人権問題の本質を正しく理解し、具体的に実践する態度、技能を身につけるよう、現在取り組んでいる人権教育・啓発を一層充実させ、より効果的に推進していく必要があります。また、市職員・教職員・福祉保健関係者など人権に関わりの深い職業に従事する者に対する研修を質量ともに一層充実していく必要があります。

そのために、本市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえて、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための人権教育・啓発を推進します。

1 あらゆる場における教育・啓発の推進

すべての人々の人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる人々に対して、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などのあらゆる機会において、人権教育・啓発の推進を図ります。

(1) 家庭における教育・啓発の推進

家庭における人権教育は、個人の人権を尊重し命の尊さを認識して基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たしています。しかし、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子どもや高齢者に対する虐待や配偶者などへのDVなどの人権侵害の問題も生じています。

人権に関する感性は、何気ない日常の暮らしの中で形成されるものであり、生活の拠点である家庭での人権意識を高めることが極めて重要です。

(推進方針)

- ① 人権を尊重しようとする生活習慣や態度を身につけ、差別を見抜き差別に立ち向かう行動力・実践力の育成に努めます。
- ② 家庭で大人が子どもの模範となれるよう、大人に対する教育・啓発の機会を多く設け、家庭内に人権尊重の精神や共生社会の理念の普及・啓発に努めます。
- ③ 家族みんなで参加できる家庭教育に対する支援を図ります。

(2) 地域社会における教育・啓発の推進

地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。

そのため幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、地域の実態に応じて学習機会の拡充や教育内容の充実に努めています。公民館や隣保館などの地域に密着した施設を活用し、人権学習級講座など様々な学習機会や交流の場を提供していますが、効果的な学習プログラムの整備や参加者の確保、指導者の養成は十分とは言えません。

また、あらゆる人権問題の解決をすべての市民の課題として捉え、地域ぐるみの人権

教育・啓発を計画的・継続的に推進し、差別のない地域づくりの推進を図る必要があります。

(推進方針)

- ① 住民の自主的な参加を促すために、地域の実態に即した具体的な課題の把握に努めます。
- ② 公民館や隣保館など地域に密着した施設を活用し、多くの市民が参加できる交流促進の機会づくりを展開します。
- ③ 学習プログラムの提供や資料配布、講師等の情報提供を行い、住民の学習活動の活性化の支援に努めます。
- ④ 人権教育に関する指導者の養成や指導体制の充実に努めます。
- ⑤ 市が実施する様々なイベント・行事や市報などを活用し、人権啓発活動を実施します。
- ⑥ 市内7町の地域人権教育・啓発推進協議会などの団体と連携して、推進体制の充実に努めます。

(3) 学校・幼稚園における教育・啓発の推進

学校・幼稚園における人権教育は、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の実現を図る意欲と実践力を持った園児児童生徒を育成することを目的としています。

そのため、すべての学校・幼稚園で人権教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を鋭く捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んでいます。

しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、実態や課題に即したものになり得ていない場合や、計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題と捉えきれず、単なる知識の取得に終わってしまったりしている現状もみられます。

また、園児児童生徒をめぐる問題として、いじめ・体罰・性的いやがらせなどが生じています。これらについても、^{*22}スクール・セクシュアルハラスメントの相談窓口をはじめ各種の相談窓口を設置して相談機能の充実、問題の発生防止と解決に努めています。

今後も、園児児童生徒一人ひとりの人権に十分配慮し、自分と異なる個性を尊重しながら、異なった環境の中で育ってきた子どもたちの豊かな相互関係を深めることができるように育成する必要があります。

(推進方針)

- ① 学校・幼稚園が園児児童生徒にとって安心・安全に過ごせる場所となるよう、日常の学校・幼稚園生活も含めて人権が尊重される環境づくりに努めます。
- ② 「部落差別の解消」を中心とした教育の推進を人権教育の原点と位置づけ、部落差別問題学習等を培う「差別を見ぬく力」、「差別を許さない力」、「差別に立ち向かう力」を通して、あらゆる差別の解消に向けた教育を推進します。

- ③ すべての学校で、校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ推進担当者を確立して、全教職員で取り組む推進体制を整えます。また、人権教育推進委員会等校内推進体制の機能を充実・強化します。
- ④ 各学校で地域の人権課題を的確に把握し、教職員が共通に理解したうえ学校の教育目標を踏まえた人権教育目標を定めて全体構想を作成し、カリキュラムに位置づけます。
- ⑤ すべての児童生徒が、人権を尊重する考えに立って主体的に生活できる望ましい人生観や職業観を持てるよう、校種間の連携を図り、体験的参加型学習の導入など教育内容や方法を工夫したうえで、人権尊重のための実践力、行動力を身につけ、あわせて学力の向上を図ります。また、進学・就職においては、関係機関・団体と連携を図りながら、奨学金等の就学制度を積極的に活用するなど実効ある進路指導を行います。
- ⑥ 学校・幼稚園内の人権教育の取組について家庭・地域社会に対して積極的に情報提供し、「地域とともにある学校」づくりを進めます。特に保護者・地域の理解を得るため、授業参観・懇談会・講演会の開催や広報紙の発行など、保護者の関心や生活スタイル、地域の実態に配慮した取組を工夫します。

(4) 保育所、^{*23}認定こども園における教育・啓発の推進

乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、子どもの生活全体が豊かなものとなるように努めなければなりません。そのため、子どもの最善の利益を考慮しつつ、保護者と共に子どもを心身ともに健やかに育成する教育及び保育を行う必要があります。

(推進方針)

- ① 人の関わりの中で人に対する愛情や信頼感、人を大切に思う心を育て、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。
- ② 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行います。
- ③ 子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮するとともに、一人ひとりの発達過程に応じて保育します。
- ④ 子ども相互の関係づくりや尊重する心を大切にします。

(5) 企業・団体における教育・啓発の推進

企業は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用や公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが望まれています。そのためには、企業の個々の実情に応じて、人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進する実施主体としての役割を担うことが求められています。

公正採用については、国の労働局が事業所に「^{*24}公正採用選考人権啓発推進員」を選

任して、差別のない採用・選考を行うよう研修を実施しています。しかし、市内の企業の現状として、総じて小規模な事業所が多く、個別に人権問題の講演会・研修会・学習会を実施できる企業が限られているのが現状です。すべての企業・団体で人権の取組が主体的に実施されようすることがこれから課題です。

(推進方針)

- ① 企業・団体に対する研修を実施し、啓発に取り組みます。
- ② 講演会等へ参加を促すため、企業・団体に対する広報や情報提供を充実・強化します。
- ③ 人権教育及び人権啓発に取り組む事業者に対してその活動を支援します。
- ④ 企業・団体で主体的に研修が行われるよう啓発リーダーの養成に努めます。
- ⑤ 企業訪問を実施し、人権研修を促し、そのための情報提供等を充実・強化します。

(6) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組を充実する必要があります。そのため、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

【市職員】

あらゆる場において、市民と最も接することが多い市職員（以下、消防・病院職員等を含む。）については、全職員が職員研修等により、全体の奉仕者として必要な人権感覚を身に付けるとともに、自らが啓発する立場を自覚し、行動することが必要です。そのためにも、職員自らが日常業務の中、あるいは地域社会の中で、部落差別問題をはじめとする様々な人権問題を理解や知識だけに留めず、差別を見逃さない、差別を許さない感性を培い、差別をなくすための行動力を育成することが重要です。

(推進方針)

- ① 職員の人権研修は、今後も継続して計画的に実施するとともに、ワークショップやフィールドワークなど体験的参加型学習を取り入れ職員の「人権感覚」の醸成を図ります。
- ② 職員一人ひとりが職務を問わず、人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務を遂行することができるよう人権・部落差別問題研修の推進を図っていきます。
- ③ 職員に対する人権・部落差別問題研修を効果的に実施するために、職場研修推進担当者を各課より選出してもらい職場研修を実施します。

【教職員】

すべての教職員が、人権啓発リーダーとしての役割を担うことができるよう人権意識の高揚と効果的な人権教育を推進するための指導力向上に努めることが大切です。

また、各学校では、人権に配慮した職務遂行を図る中で、校内研修の充実や児童生徒

の個人情報の取扱い等人権上の配慮に努めています。

さらに、県内外で開催される研修会や豊後大野市人権・同和教育研究協議会の研究大会等に参加し、研修の成果を人権教育の実践に活用しています。

(推進方針)

- ① 教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、人権問題に対する理解と認識を深めながら、児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。
- ② 部落差別問題について学習を深め、部落差別に関する現状に深く学び、指導力の向上を図るとともに、幼・小・中・高の教育を一貫して推進する体制の確立を図る。
- ③ 人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう、体験的参加型学習を取り入れるとともに、交流機会の拡充や情報交換の場を確保するなど、研修内容・手法の工夫や改善に努めます。

【福祉・保健関係者】

障がい者や高齢者、子どもと直接接する機会の多いケースワーカーやホームヘルパー、民生委員・児童委員、保健師、家庭相談員、母子相談員、保育士、ケアマネージャー、社会福祉施設の介護担当職員等に対しても、人権意識の普及・高揚が図られるような人権教育・啓発が必要です。

(推進方針)

- ① 関係機関に対して、人権教育・研修への積極的な取組を要請していきます。
- ② 人権問題の講演会等への参加を促すため、広報や情報提供を充実・強化します。
- ③ 人権教育及び人権啓発の取組に対して、その活動を支援します。

2 推進環境の整備

(1) 学習機会の拡充

すべての人々がそれぞれのライフサイクルの中で、人権について学ぶことができるよう、生涯学習の視点に立った人権教育を推進し、学習機会の拡充に努めます。

また、生活様式や価値観の多様化に伴い、人権に対する意識や学習ニーズも多様化し絶えず変化しているため、市民各層の人権意識や学習ニーズを的確に把握し、人権教育・啓発の基本的な方向性や実践の場に反映するように努めます。

(2) 人材の育成

人権が尊重される社会を実現するためには、市民の身近なところでの人権問題に関し、指導・助言するリーダーやボランティアの活動が不可欠なため、地域や各種団体、有識者などとの連携を深め、これらの人材の育成に努めます。

また、国や県などの実施する各種研修会等に参加し、豊後大野市人権問題研修講師や

人権啓発担当者の育成と資質の向上を図ります。

学校教育においては、人権教育を主体的に推進する人材を計画的・継続的に養成し、指導体制の充実に努めます。

(3) 教材等の整備

人権問題全般や重要課題の分野ごとの図書や冊子等印刷物、DVD等の視聴覚教材の充実・整備を図ります。

学校教育においても、児童生徒の発達段階や学習者のニーズに応じた指導資料やパンフレットなどの視聴覚教材の充実・整備を図ります。

(4) 情報提供

市民が主体的・自主的に人権問題に取り組むためには、人権に関するより広範な情報を提供する必要があります。このため、市民の身近な公共施設において、情報を提供する環境を整備するとともに、市のホームページや市報等を活用し、より多くの人権関連情報の提供に努めます。

(5) 連携の促進

人権教育・啓発を効果的に推進するには、国・県との連携は不可欠であり、人権教育・啓発が広範に取り組まれるよう、人権関連情報、教材、指導者など、それぞれが保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報の提供について、相互に連携し協力していきます。

また、本基本計画の実効性を高めるためには、公的部門だけでなくあらゆる部門において人権教育・啓発の取組が積極的になされることが必要です。このため、地域や民間との連携が不可欠であり、地域社会を構成する市民や民間団体等の相互協力による人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに、講師の派遣や教材の提供など適切な助言や情報提供を行います。

本市では、部落差別問題をはじめ、あらゆる人権に関する教育・啓発を推進し、人権意識の高揚と差別の撤廃に資するため、市・議会・教育委員会・各種団体・運動体で構成された「豊後大野市人権・同和問題啓発推進協議会」が2005年（平成17年）に結成されました。2009年（平成21年）には、地域ぐるみで自主的な学習・啓発活動を実践することにより、人権尊重の精神に富んだ明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的に、市内7町に「地域人権教育・啓発推進協議会」が結成されました。これらの団体と連携し、講演会の実施や学習資料の配布などにより、啓発の充実強化を図ります。

また、近隣自治体や人権擁護委員、保護司などとも連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。

3 相談・支援・権利擁護の推進

人権教育・啓発の目的は、市民全体が人権を正しく理解し人権を尊重する態度を示し、行動

する人権文化を構築することです。一方、一人ひとりの市民が自己実現を追及するためには具体的な生活の中の様々な問題を解決する必要があります。また、差別的な取扱いを受けたり不合理な格差が生じていれば、その解消に努める必要があります。

こうした問題を解決するためには、相談したり、支援を受けたり、自らの権利行使できるなどの仕組みが必要です。特に重要課題の当事者や関係する人々には多くの仕組みが必要となります。

人権の重要課題や環境、消費者の問題については、行政・教育機関や警察で相談や支援、権利擁護の取組が行われています。また、人権侵害については、法務局や人権擁護委員が人権相談や人権侵犯事件を担当し、最終的には裁判所で被害者の救済について決定されます。

平成28年市民意識調査では、差別されたり、人権が侵害されたことがあるとする回答は676件中296件あり、人権問題に関する相談の潜在的なニーズは高いと考えられます。

今後は、人権意識の高揚や人権課題の多様化・複雑化が進み、自己実現の追及支援や人権侵害の救済など行政が取り組むべき課題が増えることが予想されます。これに対応するため、簡易・迅速・柔軟・総合的な取組が必要です。

(推進方針)

- ① 市民が簡易・効果的に相談できるよう人権問題に関する総合的な相談窓口のあり方を検討します。
- ② 人権問題に関する相談者の状況や相談の内容に応じた柔軟な手法を工夫するなど、相談機能を充実するよう努めます。
- ③ 高齢者・障がい者等の福祉分野や男女共同参画の分野で取り組まれている人権問題に関する苦情解決制度の充実に努め、その他の分野における苦情解決制度の整備に努めます。
- ④ 相談や支援、権利擁護について、国、県等との連携を図ります。

第4章 推進体制等

1 推進体制

- (1) 豊後大野市人権・同和問題等に関する府内組織を設置し、豊後大野市における人権・部落差別問題及び男女共同参画の円滑な施策推進に取り組みます。
- ① 兼務者会議
各課等から適宜選出された主幹の職員をもって組織し、幹事会に付議する事項について協議するとともに、各課内における連絡調整を行います。
 - ② 幹事会
市政活性化会議を構成する者をもって組織し、府内組織の最高意思決定機関とします。
 - ③ 関係課会議
総務課、学校教育課、社会教育課及び人権推進同和対策課の関係職員をもって組織し、人権・部落差別問題等に関する基礎的な検討を行います。
- (2) 本市の人権尊重施策の推進にあたり、豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会に意見を求め、計画の推進に反映します。
- (3) 豊後大野市人権・同和問題啓発推進協議会の円滑な運営により、人権教育・啓発を着実に実施します。
- (4) 市内7町の地域人権教育・啓発推進協議会と連携し、地域に密着した啓発を推進します。
- (5) 豊後大野市人権問題講師団（人権問題研修講師）やフィールドワーク講師団と連携し、企業・団体に対する啓発を推進します。

2 人権問題に関する市民意識調査の実施

市民の人権・部落差別問題に関する意識の現状を把握・分析し、今後の人権教育・啓発に関する施策を有効に進めるための基礎資料にする目的に、人権問題に関する市民意識調査を5年毎に実施します。

3 人権教育・啓発実施計画の策定と確認

基本計画の確実な推進のために、基本計画に基づいた具体的な事業・取組として実施計画を策定し、人権教育・啓発に関する施策を実施します。また、前年度の実施計画の報告を総合的に点検し、その結果を次年度の実施計画に反映させるなど必要に応じて適宜見直し、実施計画の実施に努めます。

4 基本計画の推進期間と見直し

国の「人権教育・啓発に関する計画」、大分県の「人権尊重施策基本方針」及び本市の長期計画を踏まえて、中長期的な計画とします。また、社会情勢の変化や進捗状況など必要に応じて、適宜見直しを行います。

用語解説

*¹ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動や人種、民族、国籍、性などのマイノリティ（少数者）に対して向けられる差別的攻撃。

*²社会的弱者に係る人権の諸課題

「同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・医療・様々な人権」の8分野を人権問題の重要課題としており、この8分野を社会的弱者に係る人権の諸課題としている。

*³国際年

国際婦人年、国際児童年、国際障害者年、国際識字年、国際寛容年など。

*⁴人権教育のための国連10年

1995年（平成7年）～2004年（平成16年）。1994年（平成6年）の国連総会で決議され、国連行動計画が発表された。国連の計画では、人権侵害を受けている社会集団を分類して人権問題の重要課題を整理したこと、人権保障に実効のある職業集団を定めて特別に教育すること、人権文化（人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること）の構築を目的とすること、国際人権基準の普及を図ること、広報を重視すること、態度形成の手法を普及することなどが示されている。

*⁵NGO

Non Governmental Organizationの略。政府間協定によらず設立された国際協力組織。非政府組織。

*⁶DV（ドメスティック・バイオレンス）

広義では、女性、子ども、高齢者、障がい者など家庭弱者への継続的な虐待を指す。ここでは、婚姻の有無を問わず、親密な関係にある異性に対する心理的、身体的、性的暴力を指す。

*⁷セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）

性的少数派、性的マイノリティ、ジェンダー・マイノリティとも言う。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障がいの当事者含む）などが含まれる。

*⁸男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担う社会。

*⁹セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動、身体への接触、性的関係の強要、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

*¹⁰**ストーカー**

忍び寄る者の意。自分が一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとう人物のこと。特定の人にたいて、待ち伏せ・尾行・手紙や昼夜をかまわないのでファックス・メール・電話などの行為を執拗に繰り返すことを行う者をいう。

*¹¹**固定的役割分担意識**

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適當であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

*¹²**ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。1990年代のアメリカで生まれたもの。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務などを導入している。

*¹³**エンパワーメント**

自分らしい生き方を選びとる力、経済的に自立できる力、政策・方針決定の場に参画する力、国際社会で活躍する力など、本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。

*¹⁴**NPO**

非営利組織 Non Profit Organization の略語、営利を目的とせず社会貢献をして活動する民間の団体。

*¹⁵**ノーマライゼーション**

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人が一般社会の中で普通の生活ができるような条件を整えるべきであり、健常者と障がいのある人が共に生きる社会であるという考え方。

*¹⁶**成年後見制度**

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

*¹⁷**合理的配慮**

障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

*¹⁸**HIV**

ヒト免疫不全ウィルス (Human Immunodeficiency Virus) の略語。ウイルスの名前

*¹⁹**住基ネット**

住民基本台帳ネットワークシステム。平成15年8月本格稼働。住民基本台帳を基礎データにして公的な証明を全国どこでも受けられるとするもの。公的個人認証サービスに使用できる。

***²⁰マイナンバー制度**

住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付すもの。2015年（平成27年）10月から12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、2016年（平成28年）1月から順次、社会保障、税、災害対策の行政手続で使用されている。

***²¹婚外子**

法的に婚姻関係にない男女から生まれた子ども。法律上は、非嫡出子と呼ばれる。

***²²スクール・セクシュアルハラスメント**

学校で教職員が児童生徒等に性的な言動を行うこと。大人と子ども、指導・被指導の関係の下で起こるため、児童生徒が拒否することが困難であり逃れ難い状況で発生する特性がある。

***²³認定こども園**

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。また、子育て支援の場が用意されており、施設に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加ができる。

***²⁴公正採用選考人権啓発推進員**

ハローワークが選定した従業員30人以上の事業所で選任される。それぞれの事業所で公正な採用・選考システムの確立を図ることを主な役割としている。

資料編目次

○豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例	45
○豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会規則	46
○豊後大野市人権・同和問題啓発推進協議会設置要綱	47
○豊後大野市人権尊重都市宣言	49
○豊後大野市男女共同参画推進条例	50
○豊後大野市人権・同和問題等に関する庁内組織設置規程	53
○日本国憲法（抜粋）	54
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	55
○同和対策審議会答申（抜粋）	56
○地域改善対策協議会意見具申（抜粋）	58
○世界人権宣言	61
○部落差別の解消の推進に関する法律	64
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	65
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）	67

豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成 17 (2005) 年 7 月 19 日
条例第 279 号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念に基づき、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するための教育、啓発及びそれらに必要な施策の推進に努めるものとする。

(実態調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて実態調査等を行ふものとする。

(審議会)

第6条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する事項を審議するために、豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会規則

平成 17 (2005) 年 7 月 19 日

規則第 213 号

改正 平成 20 年 6 月 23 日規則第 23 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 17 号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例（平成 17 年 豊後大野市条例第 279 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会代表
- (2) 市社会福祉協議会代表
- (3) 市自治会代表
- (4) 市教育委員代表
- (5) 市民生児童委員代表
- (6) 人権擁護委員代表
- (7) 部落解放同盟豊後大野市連絡協議会
- (8) 身体障害者福祉協議会代表
- (9) 老人クラブ代表
- (10) 女性団体代表
- (11) 学校代表
- (12) P T A 代表
- (13) 人権・同和教育機関代表
- (14) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、調査及び審議のため必要があるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人権推進同和対策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 23 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

豊後大野市人権・同和問題啓発推進協議会設置要綱

平成 17 (2005) 年 8 月 11 日

告示第 167 号

改正 平成 18 年 3 月 3 日告示第 22 号

平成 18 年 4 月 24 日告示第 78 号

平成 19 年 10 月 1 日告示第 205 号

平成 20 年 3 月 11 日告示第 32 号

平成 20 年 6 月 23 日告示第 136 号

平成 22 年 4 月 27 日告示第 99 号

平成 23 年 4 月 19 日告示第 102 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 51 号

平成 25 年 5 月 1 日告示第 81 号

平成 26 年 4 月 21 日告示第 88 号

(設置)

第1条 人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権侵害の現状や人権擁護に関する内外の情勢にかんがみ、同和問題をはじめ、あらゆる人権に関する教育・啓発を推進し、もって豊後大野市における人権意識の高揚と差別の撤廃に資するため、豊後大野市人権・同和問題啓発推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権・同和問題の啓発に関すること。
- (2) 人権教育・同和教育に関すること。
- (3) 関係機関・団体との研修に関すること。
- (4) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者、機関及び団体の職員又は代表者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日からおおむね 2 年以内において市長の定める日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は市長を、副会長は市教育委員会教育長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年 2 回、臨時会は必要に応じて会長が招集する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、人権推進同和対策課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成18年3月3日告示第22号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成18年4月24日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年10月1日告示第205号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年3月11日告示第32号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月23日告示第136号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年4月27日告示第99号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年4月19日告示第102号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第51号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月1日告示第81号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年4月21日告示第88号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

豊後大野市	豊後大野市自治会連合会
豊後大野市議会	大分県農業協同組合豊後大野事業部
豊後大野市教育委員会	豊後大野市商工会
豊後大野市社会教育委員会	大分県建設業協会大野支部
豊後大野市農業委員会	豊後大野保護区保護司会
大分県豊肥振興局	人権擁護委員
豊後大野公共職業安定所	大分県立三重総合高等学校
豊後大野労働基準監督署	大分県立三重総合高等学校PTA
豊後大野市社会福祉協議会	豊後大野市小中学校長会
部落解放同盟豊後大野市連絡協議会	豊後大野市PTA連合会
豊後大野市人権・同和教育研究協議会	豊後大野市地域人権教育・啓発推進協議会連絡会
豊後大野市民生児童委員協議会	識見を有する者
豊後大野市女性団体連絡協議会	その他市長が特に必要と認める者
豊後大野市老人クラブ連合会	

あらゆる差別のない明るく住みよい社会の実現をめざし、市民とともに努力していく決意を表明するため、人権尊重都市の宣言を行う。

人権尊重都市宣言

「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」を目指す私たち豊後大野市民は、一人ひとりの基本的人権が保障された、真に住みよい豊後大野市を求め、たゆまない努力を続けるため「人権尊重都市」を宣言します。

平成17（2005）年7月15日 制定

豊後大野市男女共同参画推進条例

平成 17 (2005) 年 7 月 19 日
条例第 280 号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動するものをいう。
- (5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。

(基本理念)

第3条 市における男女共同参画は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されなければならない。
- (3) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてその役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようしなければならない。
- (5) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性を尊重するとともに、性と生殖に関し、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進に当たっては、世界の国々で取り組むべき課題であることを認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。

以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業活動と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に必要な情報を提供し、及び市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別により差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進のための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映し、第18条に規定する豊後大野市男女共同参画審議会への諮問等、適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるとともに、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民等が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第12条 市は、男女がともに家庭生活と職業生活その他の社会における活動と両立することができるよう、その支援に努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第13条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるもの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、事業者等における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(事業者からの報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

(苦情及び相談等の申出)

第16条 市長は、市民又は事業者からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情の申出及び性別による差別的取扱い等に関する相談の申出等に対し、適切かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による申出に対応するため必要があると認めるときは、豊後大野市男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

3 市長は、第1項の規定による申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

4 市長は、前項の調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(年次報告等)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び実施状況について公表するものとする。

(豊後大野市男女共同参画審議会)

第18条 次に掲げる事務を行うため、豊後大野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 第9条第3項の規定により諮問された事項について審議すること。
(2) 第16条第2項の規定により意見を求められた事項について市長に意見を述べること。
(3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊後大野市人権・同和問題等に関する庁内組織設置規程

平成 18 年 7 月 21 日訓令第 9 号
最終改正 平成 27 年 8 月 21 日訓令第 8 号

(設置)

第1条 豊後大野市における人権・同和問題及び男女共同参画（以下「人権・同和問題等」という。）の円滑な施策推進等に資することを目的として人権・同和問題に関する庁内組織（以下「庁内組織」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内組織は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会及び豊後大野市男女共同参画審議会への諮問内容等に関する事項
- (2) 各課等において連絡調整を要する事項
- (3) その他人権推進同和対策課長が必要と認める事項

(構成)

第3条 庁内組織は、幹事会、兼務者会議及び関係課会議をもって構成する。

(幹事会)

第4条 幹事会は、庁内組織の最高意思決定機関とする。

- 2 幹事会は、豊後大野市庁議規程（平成 24 年豊後大野市訓令第 3 号）第 3 条の規定により設置された市政活性化会議を構成する者をもって組織する。
- 3 前項に規定する者が会議に出席できないときは、代理の者を出席させるものとする。
- 4 幹事会は、必要に応じて開催するものとし、人権推進同和対策課長がこれを主宰する。

(兼務者会議)

第5条 兼務者会議は、各課等から適宜選出された主幹の職員をもって組織する。

- 2 前項に規定する者が会議に出席できないときは、代理の者を出席させるものとする。
- 3 兼務者会議は、幹事会に付議する事項について協議するとともに、各課内における連絡調整を行う。
- 4 兼務者会議は、必要に応じて開催するものとし、人権推進同和対策課長がこれを主宰する。

(関係課会議)

第6条 関係課会議は、総務課、学校教育課、社会教育課及び人権推進同和対策課の関係職員をもって組織する。

- 2 関係課会議は、人権・同和問題等に関し、基礎的な検討を行う。
- 3 関係課会議は、必要に応じて開催するものとし、人権推進同和対策課長がこれを主宰する。

(庶務)

第7条 庁内組織に関する庶務は、人権推進同和対策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 21 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 7 日訓令第 6 号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 21 日訓令第 8 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の豊後大野市人権・同和問題に関する庁内組織設置規程第 5 条第 1 項の規定に基づき選出されている職員は、改正後の豊後大野市人権・同和問題等に関する庁内組織設置規程第 5 条第 1 項の規定により選出された職員とみなす。

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日公布

(基本的人権)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重と公共の福祉)

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊重と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(基本的人権の由来特質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 (2000) 年 12 月 6 日公布 法律第 147 号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

同和対策審議会答申（抜粋）

昭和 40 (1965) 年 8 月 11 日

内閣総理大臣宛

前文

・・・(略)・・・いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。

・・・(略)・・・

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

・・・略・・・

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

・・・略・・・

しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。

・・・略・・・

しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣言したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。

・・・略・・・

すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

・・・略・・・

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前近代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

・・・略・・・

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同

和問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主觀をこえた客觀的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考え方で、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の觀念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒体として顕在化する。たとえば、言葉や文字では封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌惡の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準など同和地区的特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

・・・略・・・

第3部 同和対策の具体案

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を拠りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって、同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸施策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。

・・・略・・・

地域改善対策協議会意見具申（抜粋）

平成8（1996）年5月17日

（総括部会報告書）

地域改善対策協議会においては、同和問題の早期解決を図るため、平成3（1991）年12月の地域改善対策協議会意見具申が地域改善対策の今後の基本的な課題として掲げている、（1）心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、（2）行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、（3）地域改善対策特定事業（物的事業及び非物的事業）の一般対策への円滑な移行方策等を審議する機関として、平成5（1993）年7月28日の総会で当部会の設置を決定した。

当部会は、平成5（1993）年10月6日の第1回会合以来、これまで2年半にわたり、29回に及ぶ部会を開催し、関係各省庁からの説明、政府が実施した平成5（1993）年度同和地区実態把握等調査をはじめとするこれまでの関係諸調査、民間運動団体・民間研究所及び地方公共団体からの意見聴取、さらには現地視察等を踏まえ、国際的な潮流や人権問題全般も視野に入れつつ、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について、幅広く審議を行ってきた。

今般、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について当部会の意見を取りまとめたので、審議の結果として別紙のとおり報告する。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的な検討を要するものと考えられる。本報告が地域改善対策協議会に報告された後、政府においても検討が行われるものと考えるが、いずれにしても、当部会としては、同和問題が早期に解決され、我が国が基本的人権の尊重の面で国際社会において積極的な貢献を果たせる存在になっていくことを期待したい。

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の極要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まつてからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると言えよう。

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

（1）これまでの経緯

明治4年の太政官布告は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十分な対策はとられず、強固な差別意識は残された。・・・略・・・

（2）現状と課題

・・・略・・・

2. これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

・・・略・・・

（2）今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9（1997）年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について

て具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

1. 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その上で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な視点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

・・・略・・・

世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を

有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展

とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあづかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に從事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日 法律第 109 号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日 法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある國又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が國の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的」とは、専ら本邦の域外にある國若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある國又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談体制の整備)

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

平成 25 年 法律第 65 号

平成 28 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 ・・・略・・・

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第 6 条 ・・・略・・・

第 3 章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第9条 ・・・略・・・

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するため必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 ・・・略・・・

(事業主による措置に関する特例)

第13条 ・・・略・・・

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の关心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために、必要な啓発活動を行うものとする。

・・・略・・・

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

・・・略・・・



豊後大野市キャラクターなばっぴー（弟）



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん



ヘプタゴン（姉）

豊後大野市人権教育・啓発基本計画【改定版】

発行 2018年（平成30年）3月

編集 豊後大野市人権推進同和対策課

電話 0974-22-1001 fax 0974-22-3361